

鳥取県警察手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年3月23日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第32号

鳥取県警察手数料条例の一部を改正する条例

鳥取県警察手数料条例（平成12年鳥取県条例第38号）の一部を次のように改正する。

改正後		改正前																									
<p>(手数料の徴収)</p> <p>第2条 次の各号に掲げる事務については、申請その他の行為により当該事務をすることを求める者から、当該各号に定める額の手数料を徴収する。</p> <p>(1)～(33) 略</p> <p>(34) 道路交通法第89条第1項の規定に基づく運転免許試験の実施 次の表の左欄に掲げる試験の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額</p>		<p>(手数料の徴収)</p> <p>第2条 次の各号に掲げる事務については、申請その他の行為により当該事務をすることを求める者から、当該各号に定める額の手数料を徴収する。</p> <p>(1)～(33) 略</p> <p>(34) 道路交通法第89条第1項の規定に基づく運転免許試験の実施 次の表の左欄に掲げる試験の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額</p>																									
<table border="1"><thead><tr><th>区分</th><th>金額</th></tr></thead><tbody><tr><td>1 大型自動車免許又は中型自動車免許に係る試験</td><td></td></tr><tr><td>(1) 道路交通法第97条の2第1項第1号又は第2号に該当して同項の規定の適用を受ける場合</td><td>1件につき<u>1,600円</u></td></tr><tr><td>(2) 道路交通法第97条の2第1項第3号に該当して同項の規定の適用を受ける場合</td><td>1件につき<u>1,900円</u></td></tr><tr><td>(3) 道路交通法第97条の2第1項の規定の適用を受けない場合</td><td></td></tr><tr><td>ア 道路交通法第97条第1項第2号に掲げる事項について行う試験（以下「技能試験」とい</td><td>1件につき<u>7,700円</u></td></tr></tbody></table>	区分	金額	1 大型自動車免許又は中型自動車免許に係る試験		(1) 道路交通法第97条の2第1項第1号又は第2号に該当して同項の規定の適用を受ける場合	1件につき <u>1,600円</u>	(2) 道路交通法第97条の2第1項第3号に該当して同項の規定の適用を受ける場合	1件につき <u>1,900円</u>	(3) 道路交通法第97条の2第1項の規定の適用を受けない場合		ア 道路交通法第97条第1項第2号に掲げる事項について行う試験（以下「技能試験」とい	1件につき <u>7,700円</u>		<table border="1"><thead><tr><th>区分</th><th>金額</th></tr></thead><tbody><tr><td>1 大型自動車免許又は中型自動車免許に係る試験</td><td></td></tr><tr><td>(1) 道路交通法第97条の2第1項第1号又は第2号に該当して同項の規定の適用を受ける場合</td><td>1件につき<u>1,850円</u></td></tr><tr><td>(2) 道路交通法第97条の2第1項第3号に該当して同項の規定の適用を受ける場合</td><td>1件につき<u>2,000円</u></td></tr><tr><td>(3) 道路交通法第97条の2第1項の規定の適用を受けない場合</td><td></td></tr><tr><td>ア 道路交通法第97条第1項第2号に掲げる事項について行う試験（以下「技能試験」とい</td><td>1件につき<u>8,650円</u></td></tr></tbody></table>	区分	金額	1 大型自動車免許又は中型自動車免許に係る試験		(1) 道路交通法第97条の2第1項第1号又は第2号に該当して同項の規定の適用を受ける場合	1件につき <u>1,850円</u>	(2) 道路交通法第97条の2第1項第3号に該当して同項の規定の適用を受ける場合	1件につき <u>2,000円</u>	(3) 道路交通法第97条の2第1項の規定の適用を受けない場合		ア 道路交通法第97条第1項第2号に掲げる事項について行う試験（以下「技能試験」とい	1件につき <u>8,650円</u>	
区分	金額																										
1 大型自動車免許又は中型自動車免許に係る試験																											
(1) 道路交通法第97条の2第1項第1号又は第2号に該当して同項の規定の適用を受ける場合	1件につき <u>1,600円</u>																										
(2) 道路交通法第97条の2第1項第3号に該当して同項の規定の適用を受ける場合	1件につき <u>1,900円</u>																										
(3) 道路交通法第97条の2第1項の規定の適用を受けない場合																											
ア 道路交通法第97条第1項第2号に掲げる事項について行う試験（以下「技能試験」とい	1件につき <u>7,700円</u>																										
区分	金額																										
1 大型自動車免許又は中型自動車免許に係る試験																											
(1) 道路交通法第97条の2第1項第1号又は第2号に該当して同項の規定の適用を受ける場合	1件につき <u>1,850円</u>																										
(2) 道路交通法第97条の2第1項第3号に該当して同項の規定の適用を受ける場合	1件につき <u>2,000円</u>																										
(3) 道路交通法第97条の2第1項の規定の適用を受けない場合																											
ア 道路交通法第97条第1項第2号に掲げる事項について行う試験（以下「技能試験」とい	1件につき <u>8,650円</u>																										

う。)を公安委員会が提供する自動車を使用して受けるとき。		う。)を公安委員会が提供する自動車を使用して受けるとき。	
イ ア以外のとき。	1件につき <u>4,600円</u>	イ ア以外のとき。	1件につき <u>4,950円</u>
2 普通自動車免許に係る試験		2 普通自動車免許に係る試験	
(1) 道路交通法第97条の2第1項第1号又は第2号に該当して同項の規定の適用を受ける場合	1件につき <u>1,800円</u>	(1) 道路交通法第97条の2第1項第1号又は第2号に該当して同項の規定の適用を受ける場合	1件につき <u>2,100円</u>
(2) 道路交通法第97条の2第1項第3号に該当して同項の規定の適用を受ける場合	1件につき <u>1,900円</u>	(2) 道路交通法第97条の2第1項第3号に該当して同項の規定の適用を受ける場合	1件につき <u>2,050円</u>
(3) 道路交通法第97条の2第1項の規定の適用を受けない場合		(3) 道路交通法第97条の2第1項の規定の適用を受けない場合	
ア 技能試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受けるとき。	1件につき <u>3,050円</u>	ア 技能試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受けるとき。	1件につき <u>3,400円</u>
イ ア以外のとき。	1件につき <u>2,200円</u>	イ ア以外のとき。	1件につき <u>2,400円</u>
3 特定第1種運転免許(大型特殊自動車免許、大型自動二輪車免許、普通自動二輪車免許又は牽引 ^{けん} 免許をいう。以下同じ。)又は大型特殊自動車第2種免許若しくは牽引 ^{けん} 第2種免許に係る試験		3 特定第1種運転免許(大型特殊自動車免許、大型自動二輪車免許、普通自動二輪車免許又は牽引 ^{けん} 免許をいう。以下同じ。)又は大型特殊自動車第2種免許若しくは牽引 ^{けん} 第2種免許に係る試験	
(1) 道路交通法第97条の2第1項第2号に該当して同項の規定の適用を受ける場合	1件につき <u>1,750円</u>	(1) 道路交通法第97条の2第1項の規定の適用を受ける場合	1件につき <u>2,000円</u>

(2) <u>道路交通法第97条の2第1項第3号に該当して同項の規定の適用を受ける場合</u>	1件につき1,900円		
(3) <u>道路交通法第97条の2第1項の規定の適用を受けない場合</u>			
ア 略	略		
イ ア以外のと き。	1件につき3,050円		
4 小型特殊自動車免許又は原動機付自転車免許に係る試験			
(1) <u>道路交通法第97条の2第1項の規定の適用を受ける場合</u>	1件につき1,900円		
(2) <u>道路交通法第97条の2第1項の規定の適用を受けない場合</u>	1件につき1,500円		
5 大型自動車第2種免許、中型自動車第2種免許又は普通自動車第2種免許に係る試験			
(1) <u>道路交通法第97条の2第1項第2号に該当して同項の規定の適用を受ける場合</u>	1件につき1,750円		
(2) <u>道路交通法第97条の2第1項第3号に該当して同項の規定の適用を受ける場合</u>	1件につき1,900円		
(3) <u>道路交通法第97条の2第1項の規定の適用を受けない場合</u>			
ア 技能試験を公安委員会が提供する自動車を使	1件につき7,650円		
		(2) <u>道路交通法第97条の2第1項の規定の適用を受けない場合</u>	
		ア 略	略
		イ ア以外のと き。	1件につき2,950円
		4 小型特殊自動車免許又は原動機付自転車免許に係る試験	
		(1) <u>道路交通法第97条の2第1項の規定の適用を受ける場合</u>	1件につき2,050円
		(2) <u>道路交通法第97条の2第1項の規定の適用を受けない場合</u>	1件につき1,650円
		5 大型自動車第2種免許、中型自動車第2種免許又は普通自動車第2種免許に係る試験	
		(1) <u>道路交通法第97条の2第1項の規定の適用を受ける場合</u>	1件につき2,000円
		(2) <u>道路交通法第97条の2第1項の規定の適用を受けない場合</u>	
		ア 技能試験を公安委員会が提供する自動車を使	1件につき7,700円

用して受けるとき。	
イ ア以外のとき。	1件につき <u>4,600円</u>
6 仮運転免許に係る試験	
(1) 道路交通法第97条の2第1項第2号に該当して同項の規定の適用を受ける場合	1件につき <u>1,700円</u>
(2) 道路交通法第97条の2第1項第4号に該当して同項の規定の適用を受ける場合	1件につき <u>1,550円</u>
(3) 道路交通法第97条の2第1項の規定の適用を受けない場合	
ア 技能試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受けるとき。	1件につき <u>4,550円</u>
イ ア以外のとき。	1件につき <u>3,000円</u>

(34の2) 道路交通法第89条第2項の規定に基づく検査 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額

ア 大型自動車仮運転免許又は中型自動車仮運転免許を受けている者に対するもの

(ア) 公安委員会が提供する自動車を使用して受けるとき 1件につき6,950円

(イ) (ア)以外のとき 1件につき3,850円

イ 普通自動車仮運転免許を受けている者に対するもの

(ア) 公安委員会が提供する自動車を使用して受けるとき 1件につき4,900円

(イ) (ア)以外のとき 1件につき4,050円

(35) 道路交通法第91条の規定に基づく運転することができる自動車等の種類の限定の解除のための審査 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額

ア 公安委員会が提供する自動車を使用して受け

用して受けるとき。	
イ ア以外のとき。	1件につき <u>4,500円</u>
6 仮運転免許に係る試験	
(1) 道路交通法第97条の2第1項第2号に該当して同項の規定の適用を受ける場合	1件につき <u>2,000円</u>
(2) 道路交通法第97条の2第1項第4号に該当して同項の規定の適用を受ける場合	1件につき <u>1,650円</u>
(3) 道路交通法第97条の2第1項の規定の適用を受けない場合	
ア 技能試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受けるとき。	1件につき <u>4,750円</u>
イ ア以外のとき。	1件につき <u>3,100円</u>

(34の2) 道路交通法第89条第2項の規定に基づく検査 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額

ア 大型自動車仮運転免許又は中型自動車仮運転免許を受けている者に対するもの

(ア) 公安委員会が提供する自動車を使用して受けるとき 1件につき7,650円

(イ) (ア)以外のとき 1件につき3,950円

イ 普通自動車仮運転免許を受けている者に対するもの

(ア) 公安委員会が提供する自動車を使用して受けるとき 1件につき5,300円

(イ) (ア)以外のとき 1件につき4,300円

(35) 道路交通法第91条の規定に基づく運転することができる自動車等の種類の限定の解除のための審査 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額

ア 公安委員会が提供する自動車を使用して受け

る場合 1件につき3,100円

イ ア以外の場合 1件につき1,550円

(36) 道路交通法第92条第1項の規定に基づく運転免許証の交付 次に掲げる免許証の区分に応じ、それぞれに定める額

ア 第1種運転免許又は第2種運転免許に係る免許証 1件につき2,050円（道路交通法第92条第1項後段の規定により1の種類の免許に係る免許証に他の種類の免許に係る事項を記載して当該他の種類の免許に係る免許証の交付に代える場合にあっては、2,050円に当該他の種類の免許ごとに200円を加算した額）

イ 仮運転免許に係る免許証 1件につき1,100円

(37) 道路交通法第94条第2項の規定に基づく免許証の再交付 次に掲げる免許証の区分に応じ、それぞれに定める額

ア 第1種運転免許又は第2種運転免許に係る免許証 1件につき3,600円

イ 仮運転免許に係る免許証 1件につき1,100円

(37の2)～(38) 略

(39) 道路交通法第99条の2第4項第1号イの規定に基づく審査 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額

ア 大型自動車免許又は中型自動車免許に係るもの 1件につき23,500円（次の表の左欄に掲げる者である場合にあっては、その額から、同表の右欄に定める額を減じた額）

区分	金額
1 略	略
2 自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能の審査を免除される者（3の項に掲げる者を除く。）	<u>7,000円</u>
3 1の項及び2の項に掲げる審査細目のいずれをも免除される者	<u>14,100円</u>
4 道路交通法第108条の28第4項に規定する教則の内容となっている事項の審査	<u>2,100円</u>

る場合 1件につき3,350円

イ ア以外の場合 1件につき1,700円

(36) 道路交通法第92条第1項の規定に基づく運転免許証の交付 次に掲げる免許証の区分に応じ、それぞれに定める額

ア 第1種運転免許又は第2種運転免許に係る免許証 1件につき2,100円（道路交通法第92条第1項後段の規定により1の種類の免許に係る免許証に他の種類の免許に係る事項を記載して当該他の種類の免許に係る免許証の交付に代える場合にあっては、2,100円に当該他の種類の免許ごとに200円を加算した額）

イ 仮運転免許に係る免許証 1件につき1,200円

(37) 道路交通法第94条第2項の規定に基づく免許証の再交付 次に掲げる免許証の区分に応じ、それぞれに定める額

ア 第1種運転免許又は第2種運転免許に係る免許証 1件につき3,650円

イ 仮運転免許に係る免許証 1件につき1,200円

(37の2)～(38) 略

(39) 道路交通法第99条の2第4項第1号イの規定に基づく審査 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額

ア 大型自動車免許又は中型自動車免許に係るもの 1件につき24,700円（次の表の左欄に掲げる者である場合にあっては、その額から、同表の右欄に定める額を減じた額）

区分	金額
1 略	略
2 自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能の審査を免除される者（3の項に掲げる者を除く。）	<u>7,050円</u>
3 1の項及び2の項に掲げる審査細目のいずれをも免除される者	<u>14,950円</u>
4 道路交通法第108条の28第4項に規定する教則の内容となっている事項の審査	<u>2,150円</u>

を免除される者（6の項に掲げる者を除く。）	
5 自動車教習所に関する法令についての知識の審査を免除される者（6の項に掲げる者を除く。）	<u>2,100円</u>
6 4の項及び5の項に掲げる審査細目のいずれをも免除される者	<u>4,550円</u>
7 技能検定の実施に関する知識の審査を免除される者	<u>2,250円</u>
8 自動車の運転技能の評価方法に関する知識の審査を免除される者	<u>1,850円</u>

を免除される者（6の項に掲げる者を除く。）	
5 自動車教習所に関する法令についての知識の審査を免除される者（6の項に掲げる者を除く。）	<u>2,150円</u>
6 4の項及び5の項に掲げる審査細目のいずれをも免除される者	<u>4,600円</u>
7 技能検定の実施に関する知識の審査を免除される者	<u>2,200円</u>
8 自動車の運転技能の評価方法に関する知識の審査を免除される者	<u>2,200円</u>

イ 特定第1種運転免許に係るもの 1件につき 14,500円（次の表の左欄に掲げる者である場合にあっては、その額から、同表の右欄に定める額を減じた額）

区分	金額
1 技能検定員として必要な自動車の運転技能の審査を免除される者（3の項に掲げる者を除く。）	<u>1,300円</u>
2 自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能の審査を免除される者（3の項に掲げる者を除く。）	<u>2,200円</u>
3 1の項及び2の項に掲げる審査細目のいずれをも免除される者	<u>4,550円</u>
4 道路交通法第108条の28第4項に規定する教則の内容となっている事項の審査を免除される者（6の項に掲げる者を除	<u>2,100円</u>

イ 特定第1種運転免許に係るもの 1件につき 14,100円（次の表の左欄に掲げる者である場合にあっては、その額から、同表の右欄に定める額を減じた額）

区分	金額
1 技能検定員として必要な自動車の運転技能の審査を免除される者（3の項に掲げる者を除く。）	<u>1,350円</u>
2 自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能の審査を免除される者（3の項に掲げる者を除く。）	<u>2,250円</u>
3 1の項及び2の項に掲げる審査細目のいずれをも免除される者	<u>4,650円</u>
4 道路交通法第108条の28第4項に規定する教則の内容となっている事項の審査を免除される者（6の項に掲げる者を除	<u>2,150円</u>

く。)	
5 自動車教習所に関する法令についての知識の審査を免除される者（6の項に掲げる者を除く。）	<u>2,100円</u>
6 4の項及び5の項に掲げる審査細目のいずれをも免除される者	<u>4,550円</u>
7 技能検定の実施に関する知識の審査を免除される者	<u>2,250円</u>
8 自動車の運転技能の評価方法に関する知識の審査を免除される者	<u>2,450円</u>

く。)	
5 自動車教習所に関する法令についての知識の審査を免除される者（6の項に掲げる者を除く。）	<u>2,150円</u>
6 4の項及び5の項に掲げる審査細目のいずれをも免除される者	<u>4,600円</u>
7 技能検定の実施に関する知識の審査を免除される者	<u>2,050円</u>
8 自動車の運転技能の評価方法に関する知識の審査を免除される者	<u>2,000円</u>

ウ 普通自動車免許に係るもの 1件につき 19,650円（次の表の左欄に掲げる者である場合にあつては、その額から、同表の右欄に定める額を減じた額）

ウ 普通自動車免許に係るもの 1件につき 20,500円（次の表の左欄に掲げる者である場合にあつては、その額から、同表の右欄に定める額を減じた額）

区分	金額
1 技能検定員として必要な自動車の運転技能の審査を免除される者（3の項に掲げる者を除く。）	<u>3,750円</u>
2 自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能の審査を免除される者（3の項に掲げる者を除く。）	<u>6,400円</u>
3 1の項及び2の項に掲げる審査細目のいずれをも免除される者	<u>11,050円</u>
4 道路交通法第108条の28第4項に規定する教則の内容となっている事項の審査を免除される者（6の項に掲げる者を除く。）	<u>1,850円</u>
5 自動車教習所に関	<u>1,850円</u>

区分	金額
1 技能検定員として必要な自動車の運転技能の審査を免除される者（3の項に掲げる者を除く。）	<u>3,950円</u>
2 自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能の審査を免除される者（3の項に掲げる者を除く。）	<u>6,750円</u>
3 1の項及び2の項に掲げる審査細目のいずれをも免除される者	<u>11,650円</u>
4 道路交通法第108条の28第4項に規定する教則の内容となっている事項の審査を免除される者（6の項に掲げる者を除く。）	<u>1,900円</u>
5 自動車教習所に関	<u>1,900円</u>

する法令についての知識の審査を免除される者（6の項に掲げる者を除く。）	
6 4の項及び5の項に掲げる審査細目のいずれをも免除される者	<u>3,900円</u>
7 技能検定の実施に関する知識の審査を免除される者	<u>2,000円</u>
8 自動車の運転技能の評価方法に関する知識の審査を免除される者	<u>1,950円</u>

する法令についての知識の審査を免除される者（6の項に掲げる者を除く。）	
6 4の項及び5の項に掲げる審査細目のいずれをも免除される者	<u>4,100円</u>
7 技能検定の実施に関する知識の審査を免除される者	<u>1,950円</u>
8 自動車の運転技能の評価方法に関する知識の審査を免除される者	<u>2,000円</u>

エ 大型自動車第2種免許、中型自動車第2種免許又は普通自動車第2種免許に係るもので、これらの免許に対応する第1種運転免許に係る技能検定員資格者証の交付を受けている者に対するもの 1件につき21,850円（次の表の左欄に掲げる者である場合にあつては、その額から、同表の右欄に定める額を減じた額）

エ 大型自動車第2種免許、中型自動車第2種免許又は普通自動車第2種免許に係るもので、これらの免許に対応する第1種運転免許に係る技能検定員資格者証の交付を受けている者に対するもの 1件につき22,450円（次の表の左欄に掲げる者である場合にあつては、その額から、同表の右欄に定める額を減じた額）

区分	金額
1 技能検定員として必要な自動車の運転技能の審査を免除される者（3の項に掲げる者を除く。）	<u>4,450円</u>
2 自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能の審査を免除される者（3の項に掲げる者を除く。）	<u>7,800円</u>
3 1の項及び2の項に掲げる審査細目のいずれをも免除される者	<u>15,300円</u>
4 自動車の運転技能の評価方法に関する知識の審査を免除される者	<u>3,150円</u>
5 道路運送法（昭和26年法律第183号）第2条第3項に規定	<u>2,700円</u>

区分	金額
1 技能検定員として必要な自動車の運転技能の審査を免除される者（3の項に掲げる者を除く。）	<u>4,600円</u>
2 自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能の審査を免除される者（3の項に掲げる者を除く。）	<u>7,950円</u>
3 1の項及び2の項に掲げる審査細目のいずれをも免除される者	<u>15,800円</u>
4 自動車の運転技能の評価方法に関する知識の審査を免除される者	<u>3,200円</u>
5 道路運送法（昭和26年法律第183号）第2条第3項に規定	<u>2,750円</u>

する旅客自動車運送事業及び自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成13年法律第57号）第2条第1項に規定する自動車運転代行業に関する法令についての知識の審査を免除される者

する旅客自動車運送事業及び自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成13年法律第57号）第2条第1項に規定する自動車運転代行業に関する法令についての知識の審査を免除される者

(40) 略

(40) 略

(41) 道路交通法第99条の3第4項第1号イの規定に基づく審査 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額

(41) 道路交通法第99条の3第4項第1号イの規定に基づく審査 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額

ア 大型自動車免許又は中型自動車免許に係るもの 1件につき15,000円（次の表の左欄に掲げる者である場合にあっては、その額から、同表の右欄に定める額を減じた額）

ア 大型自動車免許又は中型自動車免許に係るもの 1件につき15,650円（次の表の左欄に掲げる者である場合にあっては、その額から、同表の右欄に定める額を減じた額）

区分	金額
1 教習指導員として必要な自動車の運転技能の審査を免除される者（3の項に掲げる者を除く。）	<u>4,150円</u>
2 技能教習に必要な教習の技能の審査を免除される者（3の項に掲げる者を除く。）	<u>1,450円</u>
3 1の項及び2の項に掲げる審査細目のいずれをも免除される者	<u>8,600円</u>
4 学科教習に必要な教習の技能の審査を免除される者	<u>1,350円</u>
5及び6 略	略
7 5の項及び6の項に掲げる審査細目のいずれをも免除される者	<u>3,000円</u>
8 教習指導員として必要な教育についての知識の審査を免除される者	<u>1,350円</u>

区分	金額
1 教習指導員として必要な自動車の運転技能の審査を免除される者（3の項に掲げる者を除く。）	<u>4,450円</u>
2 技能教習に必要な教習の技能の審査を免除される者（3の項に掲げる者を除く。）	<u>1,300円</u>
3 1の項及び2の項に掲げる審査細目のいずれをも免除される者	<u>9,200円</u>
4 学科教習に必要な教習の技能の審査を免除される者	<u>1,250円</u>
5及び6 略	略
7 5の項及び6の項に掲げる審査細目のいずれをも免除される者	<u>3,050円</u>
8 教習指導員として必要な教育についての知識の審査を免除される者	<u>1,400円</u>

イ 特定第1種運転免許に係るもの 1件につき
9,450円（次の表の左欄に掲げる者である場合にあっては、その額から、同表の右欄に定める額を減じた額）

区分	金額
1 教習指導員として必要な自動車の運転技能の審査を免除される者（3の項に掲げる者を除く。）	<u>1,300円</u>
2 技能教習に必要な教習の技能の審査を免除される者（3の項に掲げる者を除く。）	<u>1,500円</u>
3 1の項及び2の項に掲げる審査細目のいずれをも免除される者	<u>3,850円</u>
4 学科教習に必要な教習の技能の審査を免除される者	<u>1,150円</u>
5～8 略	略

ウ 普通自動車免許に係るもの 1件につき
11,800円（次の表の左欄に掲げる者である場合にあっては、その額から、同表の右欄に定める額を減じた額）

区分	金額
1 教習指導員として必要な自動車の運転技能の審査を免除される者（3の項に掲げる者を除く。）	<u>3,750円</u>
2 技能教習に必要な教習の技能の審査を免除される者（3の項に掲げる者を除く。）	<u>1,400円</u>
3 1の項及び2の項に掲げる審査細目のいずれをも免除される者	<u>6,100円</u>
4 学科教習に必要な教習の技能の審査を免除される者	<u>1,300円</u>

イ 特定第1種運転免許に係るもの 1件につき
9,500円（次の表の左欄に掲げる者である場合にあっては、その額から、同表の右欄に定める額を減じた額）

区分	金額
1 教習指導員として必要な自動車の運転技能の審査を免除される者（3の項に掲げる者を除く。）	<u>1,350円</u>
2 技能教習に必要な教習の技能の審査を免除される者（3の項に掲げる者を除く。）	<u>1,300円</u>
3 1の項及び2の項に掲げる審査細目のいずれをも免除される者	<u>3,750円</u>
4 学科教習に必要な教習の技能の審査を免除される者	<u>1,250円</u>
5～8 略	略

ウ 普通自動車免許に係るもの 1件につき
12,150円（次の表の左欄に掲げる者である場合にあっては、その額から、同表の右欄に定める額を減じた額）

区分	金額
1 教習指導員として必要な自動車の運転技能の審査を免除される者（3の項に掲げる者を除く。）	<u>4,100円</u>
2 技能教習に必要な教習の技能の審査を免除される者（3の項に掲げる者を除く。）	<u>1,350円</u>
3 1の項及び2の項に掲げる審査細目のいずれをも免除される者	<u>6,350円</u>
4 学科教習に必要な教習の技能の審査を免除される者	<u>1,250円</u>

5 道路交通法第108条の28第4項に規定する教則の内容となっている事項その他自動車の運転に関する知識の審査を免除される者（7の項に掲げる者を除く。）	1,200円
6 自動車教習所に関する法令についての知識の審査を免除される者（7の項に掲げる者を除く。）	1,200円
7 5の項及び6の項に掲げる審査細目のいずれをも免除される者	2,500円
8 教習指導員として必要な教育についての知識の審査を免除される者	1,150円

5 道路交通法第108条の28第4項に規定する教則の内容となっている事項その他自動車の運転に関する知識の審査を免除される者（7の項に掲げる者を除く。）	1,250円
6 自動車教習所に関する法令についての知識の審査を免除される者（7の項に掲げる者を除く。）	1,250円
7 5の項及び6の項に掲げる審査細目のいずれをも免除される者	2,600円
8 教習指導員として必要な教育についての知識の審査を免除される者	1,200円

エ 大型自動車第2種免許、中型自動車第2種免許又は普通自動車第2種免許に係るもので、これらの免許に対応する第1種運転免許に係る教習指導員資格者証の交付を受けている者に対するもの 1件につき12,850円（次の表の左欄に掲げる者である場合にあっては、その額から、同表の右欄に定める額を減じた額）

エ 大型自動車第2種免許、中型自動車第2種免許又は普通自動車第2種免許に係るもので、これらの免許に対応する第1種運転免許に係る教習指導員資格者証の交付を受けている者に対するもの 1件につき13,300円（次の表の左欄に掲げる者である場合にあっては、その額から、同表の右欄に定める額を減じた額）

区分	金額
1 教習指導員として必要な自動車の運転技能の審査を免除される者（3の項に掲げる者を除く。）	4,450円
2 技能教習に必要な教習の技能の審査を免除される者（3の項に掲げる者を除く。）	1,900円
3 1の項及び2の項に掲げる審査細目のいずれをも免除される者	9,400円
4 道路運送法第2条第3項に規定する旅	2,700円

区分	金額
1 教習指導員として必要な自動車の運転技能の審査を免除される者（3の項に掲げる者を除く。）	4,800円
2 技能教習に必要な教習の技能の審査を免除される者（3の項に掲げる者を除く。）	2,000円
3 1の項及び2の項に掲げる審査細目のいずれをも免除される者	9,750円
4 道路運送法第2条第3項に規定する旅	2,750円

客自動車運送事業及び自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第2条第1項に規定する自動車運転代行業に関する法令についての知識の審査を免除される者

(42) 道路交通法第100条の2第1項の規定に基づく再試験の実施 次の表の左欄に掲げる再試験の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額

区分	金額
1 普通自動車免許に係る再試験	
(1) 道路交通法第100条の2第2項に規定する普通自動車の運転について必要な技能について行う試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受けるとき。	1件につき <u>2,800円</u>
(2) (1)以外のとき。	1件につき <u>1,950円</u>
2 大型自動二輪車免許又は普通自動二輪車免許に係る再試験	
(1) 道路交通法第100条の2第2項に規定する大型自動二輪車又は普通自動二輪車の運転について必要な技能について行う試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受けるとき。	1件につき <u>3,250円</u>
(2) (1)以外のとき。	1件につき <u>1,700円</u>
3 原動機付自転車免許に係る再試験	1件につき <u>1,000円</u>

(43) 道路交通法第101条第1項又は第101条の2第

客自動車運送事業及び自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第2条第1項に規定する自動車運転代行業に関する法令についての知識の審査を免除される者

(42) 道路交通法第100条の2第1項の規定に基づく再試験の実施 次の表の左欄に掲げる再試験の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額

区分	金額
1 普通自動車免許に係る再試験	
(1) 道路交通法第100条の2第2項に規定する普通自動車の運転について必要な技能について行う試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受けるとき。	1件につき <u>3,050円</u>
(2) (1)以外のとき。	1件につき <u>2,050円</u>
2 大型自動二輪車免許又は普通自動二輪車免許に係る再試験	
(1) 道路交通法第100条の2第2項に規定する大型自動二輪車又は普通自動二輪車の運転について必要な技能について行う試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受けるとき。	1件につき <u>3,550円</u>
(2) (1)以外のとき。	1件につき <u>1,900円</u>
3 原動機付自転車免許に係る再試験	1件につき <u>1,150円</u>

(43) 道路交通法第101条第1項又は第101条の2第

1 項の規定に基づく免許証の有効期間の更新 1 件につき2,500円

(43の2) 道路交通法第101条の2の2第1項の規定に基づく免許証の更新の申請の経由事務 1件につき550円

(43の3) 略

(43の4) 道路交通法第104条の4第6項の規定により交付された運転経歴証明書の再交付 1件につき1,000円

(44) 道路交通法第107条の7第1項の規定に基づく国外運転免許証の交付 1件につき2,400円

(45) 道路交通法第108条の2第1項の規定に基づく講習の実施 次の表の左欄に掲げる講習の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額

区分	金額
1 略	略
2 道路交通法第108条の2第1項第2号に掲げる講習	1時間につき <u>2,450円</u>
3 道路交通法第108条の2第1項第3号に掲げる講習	1時間につき <u>2,200円</u>
4 略	略
5 道路交通法第108条の2第1項第5号に掲げる講習	
(1) 大型自動二輪車免許に係るもの	1時間につき <u>4,150円</u>
(2) 普通自動二輪車免許に係るもの	1時間につき <u>4,050円</u>
6 道路交通法第108条の2第1項第6号に掲げる講習	1時間につき <u>1,400円</u>
7 略	略
8 道路交通法第108条の2第1項第8号に掲げる講習	1時間につき <u>1,250円</u>
9 道路交通法第108条の2第1項第9号に掲げる講習	1時間につき <u>650円</u>
10 道路交通法第108条の2第1項第10号に掲げる講習	
(1) 普通自動車免許に係るもの	1時間につき <u>2,100円</u>

1 項の規定に基づく免許証の有効期間の更新 1 件につき2,550円

(43の2) 道路交通法第101条の2の2第1項の規定に基づく免許証の更新の申請の経由事務 1件につき600円

(43の3) 略

(44) 道路交通法第107条の7第1項の規定に基づく国外運転免許証の交付 1件につき2,650円

(45) 道路交通法第108条の2第1項の規定に基づく講習の実施 次の表の左欄に掲げる講習の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額

区分	金額
1 略	略
2 道路交通法第108条の2第1項第2号に掲げる講習	1時間につき <u>2,600円</u>
3 道路交通法第108条の2第1項第3号に掲げる講習	1時間につき <u>2,300円</u>
4 略	略
5 道路交通法第108条の2第1項第5号に掲げる講習	
(1) 大型自動二輪車免許に係るもの	1時間につき <u>4,200円</u>
(2) 普通自動二輪車免許に係るもの	1時間につき <u>4,100円</u>
6 道路交通法第108条の2第1項第6号に掲げる講習	1時間につき <u>1,350円</u>
7 略	略
8 道路交通法第108条の2第1項第8号に掲げる講習	1時間につき <u>1,200円</u>
9 道路交通法第108条の2第1項第9号に掲げる講習	1時間につき <u>750円</u>
10 道路交通法第108条の2第1項第10号に掲げる講習	
(1) 普通自動車免許に係るもの	1時間につき <u>2,150円</u>

(2) 大型自動二輪車免許に係るもの	1時間につき <u>2,750円</u>	(2) 大型自動二輪車免許に係るもの	1時間につき <u>2,800円</u>
(3) 普通自動二輪車免許に係るもの	1時間につき <u>2,600円</u>	(3) 普通自動二輪車免許に係るもの	1時間につき <u>2,700円</u>
(4) 原動機付自転車免許に係るもの	1時間につき <u>2,450円</u>	(4) 原動機付自転車免許に係るもの	1時間につき <u>2,550円</u>
11 道路交通法第108条の2第1項第11号に掲げる講習		11 道路交通法第108条の2第1項第11号に掲げる講習	
(1) 道路交通法第92条の2第1項の表の備考一の2に規定する優良運転者に対するもの	1件につき <u>600円</u>	(1) 道路交通法第92条の2第1項の表の備考一の2に規定する優良運転者に対するもの	1件につき <u>700円</u>
(2) 道路交通法第92条の2第1項の表の備考一の3に規定する一般運転者に対するもの	1件につき <u>950円</u>	(2) 道路交通法第92条の2第1項の表の備考一の3に規定する一般運転者に対するもの	1件につき <u>1,050円</u>
(3) 道路交通法第92条の2第1項の表の備考一の4に規定する違反運転者等に対するもの		(3) 道路交通法第92条の2第1項の表の備考一の4に規定する違反運転者等に対するもの	
ア <u>道路交通法施行令(昭和35年政令第270号)第43条第1項の表の国家公安委員会規則で定める同令第33条の7第2項の基準に該当しない者</u> に対するもの	1件につき <u>950円</u>	ア <u>国家公安委員会規則で定める道路交通法施行令(昭和35年政令第270号)第33条の7第2項の基準に該当しない者</u> に対するもの	1件につき <u>1,050円</u>
イ ア以外のもの	1件につき <u>1,500円</u>	イ ア以外のもの	1件につき <u>1,700円</u>
12及び13 略	略	12及び13 略	略
14 道路交通法第108条の2第1項第13号に掲げる講習		14 道路交通法第108条の2第1項第13号に掲げる講習	
(1) 道路交通法施行令第43条第1項の表の国家公安委員会規則で定めるもの	1件につき <u>9,200円</u>	(1) 道路交通法施行令第43条第1項の表の国家公安委員会規則で定めるもの	1件につき <u>9,400円</u>
(2) (1)以外のもの	1件につき <u>13,350円</u>	(2) (1)以外のもの	1件につき <u>13,400円</u>

の 15 略	略	の 15 略	略
(46)～(70) 略		(46)～(70) 略	
2 略		2 略	

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。